

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり行うので、志免町財務規則（平成 5 年志免町規則第 19 号。以下「規則」という。）第 91 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 10 月 9 日

志免町長 世利 良末

### 1. 入札に付する事項

(1) 件名

電子黒板購入

(2) 内容及び仕様

別紙仕様書のとおり

(3) 履行（納入）場所

志免町 志免中央 1 丁目 8 番 1 号 他 地内

(4) 契約期間

議決日の翌日から令和 9 年 1 月 31 日まで

(5) 予定価格

事後公表

(6) 入札保証金

規則第 96 条の規定により、入札書記載金額に消費税及び地方消費税の金額を加算した金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 97 条第 1 項各号に該当する場合は免除とする。

(7) 契約保証金

規則第 116 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 117 条第 1 項各号に該当する場合は免除とする。

### 2. 入札に参加する者に必要な資格

入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしている者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 福岡県内に本店または支店を有すること。
- (3) 現在有効な志免町入札参加資格者一覧表に登録されていること。
- (4) 志免町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成 19 年志免町告示第 47 号）第 2 条及び第 3 条の規定により、指名停止措置を受けている者でないこと。

- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 志免町暴力団排除条例（平成 22 年志免町条例第 4 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

### 3. 入札又は開札の場所及び日時

志免町役場 第 3 会議室 令和 8 年 11 月 6 日 午前 9 時

※入札会は開催しない。開札の立会い希望については 10. を参照のこと。

### 4. 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時

#### (1) 取得場所

志免町ホームページ

#### (2) 日時

公告日から令和 8 年 11 月 5 日まで

### 5. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- (2) 所定の入札保証金等を納付しない者のした入札
- (3) 2 以上の入札書による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 件名を欠くもの、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札
- (8) その他の入札に関する条件に違反した入札

### 6. 入札参加申請書の提出について

入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加申請書を提出すること。

#### (1) 提出期限

令和 8 年 10 月 29 日 午後 5 時まで

#### (2) 提出方法

郵送又は持参による。

郵送の場合、**一般書留又は簡易書留**の方法で、提出期限までに必着とし、封筒には、次の内容を記載すること。

① 「件名」＋入札参加申請書

② 会社名

(3) 提出先

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

志免町役場 総務課 総務法制係

092-935-1142

(4) その他

① 入札参加申請書の様式は、志免町ホームページよりダウンロードすること。

② 入札参加申請書を提出していない者がした入札は無効となる。

③ **入札参加資格確認後、参加資格有り**と認めた者に対し、**確認結果を電子メールにて送付する。入札書の提出は、9. (1)～(4)を参照。**

④ 規則第97条第1項第2号の規定により入札保証金の免除を希望する場合は、その事実を疎明する書類（契約書の写し、履行証明等）を併せて提出すること。

7. 質疑及び回答

本入札に関する質疑及び回答については、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年10月29日 午後5時まで

(2) 質疑の方法

質疑書に記載し、電子メールにて送信すること。

**質疑がない場合においても、質疑なしと記載して送信すること。**

(3) 質疑先

メールアドレス：gakkok@town.shime.fukuoka.jp

（志免町役場 学校教育課 学校教育係 宛て）

(4) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は次に掲げる日時までに、質疑者の他、入札参加予定業者全員に送信する。

日時：令和8年10月30日 午後5時ごろ

(5) その他

質疑書の様式は、志免町ホームページよりダウンロードすること。

8. 辞退について

入札参加申請書提出後に入札を辞退する場合は、次のとおり入札辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限  
9. (1)と同様とする。
- (2) 提出方法  
6. (2)と同様とする。
- (3) 提出先  
6. (3)と同様とする。

#### 9. 入札書の提出について

6. (4)③にて入札参加資格の確認結果を電子メールにて受領した後、次のとおり入札書を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和8年11月5日 午後5時まで
- (2) 提出方法  
6. (2)と同様とする。封筒には印鑑にて封印を行い、次の内容を記載すること。
  - ① 「件名」＋入札書及び内訳書在中
  - ② 会社名
- (3) 提出先  
6. (3)と同様とする。
- (4) その他
  - ① 入札書の様式は、志免町ホームページよりダウンロードすること。
  - ② 入札書の日付は、入札書作成日とする。
  - ③ 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
  - ④ 初度の入札が不落となった場合のみ、1回に限り再度入札を実施する。
  - ⑤ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ⑥ 入札書の提出と併せて内訳書の提出も行うこと。

#### 10. 開札の立会いについて

- (1) 開札は入札者であれば立会うことができる。(ただし、1業者1名)
- (2) 立会いを希望する者は、9. (1)の期限までに、6. (3)に連絡すること。連絡なしでの立会いはできないものとする。
- (3) 立会者がいない場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせる。

#### 11. 落札者の決定

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 入札結果については、同日中に志免町ホームページにて公表する。落札者については、事前に、総務課 総務法制係より連絡を行う。

#### 12. 契約の締結

契約の締結は、電子契約によるものとする。ただし、電子契約ができない場合は、紙による契約を行うものとする。

契約締結日は、落札後7日以内にしなければならない。

なお、本案件は志免町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年志免町条例第66号）第2条に規定する契約であるため、発注者が志免町議会の議決又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定による議決があった旨を受注者に通知したときに本契約として成立するものとする。

#### 13. 前払金

本契約においては、前払金の支払いは行わない。

#### 14. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 15. その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行う。
- (2) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。